

【厳守事項チェックリスト】

この事業は、「児童養護施設等に入所中の方、退所した方、若しくは里親等へ委託中の方、委託解除された方に対して、児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）を貸し付けることにより、円滑な自立を支援することを目的としています。資金の貸付に際して、借受人及び連帯保証人（以下「債務者」という。）になる方は、次の事項を厳守してください。

- この貸付は、週20時間以上かつ規定の年数（生活支援費・家賃支援費は5年間、資格取得支援費は2年間）就業することで、返還債務（返済）が免除となります。また、免除の申請をする際には、就業している状態であることが必要です。就業を証明するためには、就業先からの証明書の交付を受け、熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に提出する必要があります。就業証明書は、本会が求める都度、提出をしてください。
- この貸付は、目的を達成しなかった場合（規定の就業ができなかった場合や、大学等を退学した場合、資格取得支援費貸付において資格を取得できなかった場合等）は、債務者は、定められた返還方法により、返還計画に従って返還期限までに本会の指定口座に返還していただきます。期限までに返還できなかった場合は、延滞した元金に対して年3.0%の率をもって、当該返還期限の翌日から返還日までの日数により計算した延滞利子を徴収します。
- 債務者のいずれかに次の事項が生じたときは、本人又は他の債務者は遅滞なく本会に届け出る必要があります。
 - (1) 住所や電話番号を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 大学等を退学、または留年、休学等したとき
 - (4) 就業先を退職したとき
 - (5) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (6) 死亡又は他の債務者が所在不明になったとき
- 本会は、債務者が次のいずれかに該当する場合、貸付金の交付の中止、又は貸付金の全部又は一部の返還を請求することができます。
 - (1) 他の借入返済への充当等貸付金の使途を変更したり、他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽並びにその他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) 貸付条件に従わないとき
 - (6) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
- 債務者と連絡が取れなくなった場合や、その他本会が必要と認めた場合は、関係機関（児童養護施設、児童相談所、里親宅、ファミリーホーム等）や就業先に問合せをする場合があります。

以上について確認し、厳守することを了承したうえで、貸付を申請します。

申請日 令和 年 月 日

申請者（署名）
